

健康都市の建設へ

審議会委員は保健所、市議会、
 筑紫医師会、九大健康科学セン
 ター、学識経験者（コンサルタ
 ント）、その他地域各種団体等の
 代表を含め総勢21名で構成され
 ています。

昭和57年のわが国の有病率は、
 人口1千人に対して138・2人で
 国民7・2人に1人の割合で何
 等かの有病状態にあり、特に、
 昭和30年から57年にかけて増加
 の著しい疾病は、糖尿病、高血
 圧性疾患及び心臓病となってい
 ます。お年寄り、特に70歳以上
 の方は、病気になる率も他の
 年齢層に比べて2・8倍と高く、

高年齢者の健康は、それ以前か
 らの健康づくりにかかっている
 ようです。

市は老人保健法が示してい
 る成人病対策には、乳幼児期
 からの継続性のある総合的対
 策が必要とされます。

そこで市は今後、市民の
 健康づくりをどう進めるか
 「春日市健康づくり推進協
 議会」を発足させて研究、
 審議していくもので、大き
 くは市の将来像に描く「健
 康都市の建設」へのアプロ
 ーチとして、市民の期待に
 応えることになりました。

高齡化社会の到来に対応し、疾病の予防、治療、機能調
 練等の保健事業を総合的に実施することにより、健やかに
 老後をすごしてもらおう。と、昨年2月、老人保健法が制
 定されましたが、春日市は同法の指針を基に、健康に関す
 る諸情報を集積・整理・分析して市域に密着した施策を研
 究、審議するための機関「春日市健康づくり推進協議会」
 を4月にも発足させます。

『春日市健康づくり推進協』発足

健康と文化の
 公園都市
 春日 日

3.15⁵⁹ No.297

— 本号の主な内容 —

- 国民年金保険料は年度内に ②
- 改正「マンション法」つづき ②
- 春日市緑化週間ひらく ③
- 「食生活改善教室」を開催 ④
- 三混、小児マヒ予防接種 ④
- ゴミ収集日が一部変わります ④



市報

かすが

発行・編集 春日市役所市長公室
 春日市役所 ☎ (501) 1131

市の人口

72,517人 (2月1日現在)
 男36,181人
 女36,336人
 前月比+26人
 昨年2月 70,738人
 本年増+1,779人
 世帯数 24,536
 昨年2月比+715世帯

今月は納期

国民年金保険料…………… 3月分
 市営住宅使用料…………… 3月分
 保育所保護者負担金……… 3月分



3歳児検診の歯科検診と
 (右)母親に対する集団指導

国民年金

保険料は
年度内に
納めましょう

昭和58年4月から昭和59年3月までの国民年金保険料は納めましたか。まだ納めていない方は4月30日までに納め

電話加入権の公売

市税の滞納処分による電話加入権の公売を次のとおり実施します。

- ・日時 3月26日(月)午前10時
- ・場所 市役所西別館3階
- ・公売予定台数 5台

なお、完納により中止することがありますので前日にもう一度お確かめ下さい。

問合わせ先 収納課収納係

今月は
休館日が変わります

毎月第3火曜日は、市の施設的安全点検日で休館日になっていますが、3月は第3火

ましよう。

4月30日を過ぎますと市で発行した納付書では納めることが出来なくなり、国の納付書で金融機関に払い込むか、直接社会保険事務所に出向いて納めるなど大変手間の掛ることになります。

保険料を納めないままにしておきますと、将来、保険料を納めた期間が不足して老齢年金を受けることができな

また、病気やケガによって

受ける障害年金や、ご主人の死亡によって給付される母子年金についても保険料を納めた期間が一定期間以上ないと受給できないことになってい

(国保年金)

曜日が国民の祝日「春分の日」に当たりますので、本月に限り第4火曜日の27日を休館日に変更いたします。休館する施設は次の通りです。



スポーツセンター・文化会館・中央公民館・児童センター・ナギの木苑

ポケットクラブ(春日小内) つばめクラブ(春日西小内) チャイルドクラブ(児童センター内)のかわいい愛称をもつ3つの留守家庭児童クラブ 楽しいモチつき 留守家庭の児童ク

が2月中旬から3月はじめにかけ、それぞれ楽しいもちつきをしました。母親のほか小学校の先生がたも応援して下さりかなもあつきました。写真はおもてなすきで

マンション法の改正

1つづき

賃借人の権利と義務

所有者と同じ義務を負うマンションを借りている人(賃借人)は、これまで建物の使用方法などに権利や義務の規定はありませんでした。

例えば、賃借人が管理規約に関するトラブルを起こしても、その貸主である所有者を通して解決せねばならない場合もありましたが、今回の改正で賃借人も、所有者と同様に規約や集会の決議に基づく義務を負うことになりました。

迷惑な住人の排除

見を述べることができませんでしたが改正法では、賃借人に直接利害の関係する問題のあった場合、集会に出席して直接意見を述べることができるようになりました。

所有権を競売できる

義務違反をした所有者や賃借人のため他の居住者がひどい迷惑を被って、共同生活を続けていくことが困難になることがあります。この場合、違反者の居住を禁止したり、最終的にはマンションの所有権を競売するなどの方法で、違反者を立ちのかせることができるようになりました。

ただし、みだりに村八分的な追い出しが行われぬよう、違反者に対する措置はキメ細かい規定が設けられています。集会の4分の3以上の多数決議が必要となす、訴訟手続きを経て裁判所の判断を仰がなければなりません。



一方、何か問題が起こったときは、これまで賃借人は所有者や管理人を通してしか意

スポーツ

第9回テニス連盟会長杯

市民テニス大会

○日時 4月15日(日)9時

○会場 スポーツセンター・地蔵子公園コート

○参加資格 春日市民・市内の事業所勤務者

○試合 男子・女子ダブルス(トーナメント)

○参加費 1人800円(当日持参のこと)

○申し込み はがきに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、4月10日までに春日市若葉台西6丁目春日第2幼稚園内春日市テニス連盟事務局白水

☎(571)0254へ。

※当日はスポーツセンター及び地蔵子のテニスコートは試合のため午前9時～午後6時まで一般利用できません。

ラグビー会員募集

春日リトルラグーズ

ラグビーを通じて、体力向上と根性・勇気・友情などを育成強化しています。

○対象 園児・小・中学生、(女子も含む)

○練習日 毎週日曜日午前中

○連絡先 秋吉包雄

☎(572)1551

居合道部員を募集

春日市剣道連盟の中に新しく居合道部が発足、部員を募集しています。

(花)の苗を上げます

19日から市の緑化週間

緑の環境づくりを目指す県の緑化推進運動月間に、市でも潤いのある町づくりを推進するため、3月19日から24日までを市の緑化週間とし、花の苗を次の通り配布します。

○日時 3月23日10時～16時

○場所 市役所本庁舎前

○配布する花の苗 バンジーとデージーの予定

また、2月10日から3月31日まで県下で「緑の羽根等募金運動」が行われますので、市民みなさんのご協力をお願いします。

(練習日) 毎週火曜日

午後7時から9時

(会場) 市民スポーツセンター

1 剣道場

(申込先)

☎(571)3759 藤本剛三郎

☎(571)5309 森 一弘

☎(571)0866 脇山繁登

親子の体力テスト

市立児童センターで

日時 3月25日(日)午後1時30分

分から4時30分

対象 親子(幼・小・中)

場所 児童センター1・2階

遊技室

募集人員 30組

申込先 千部春日市須玖

春日市児童センター

☎(573)2431

献血にご協力を

献血を次の通り実施します。献血は身近にできる社会参加ですので、市民のみならずの積極的な参加をお願いします。

【献血実施日】 3月27日(火)

○9時半～11時半

春日原小学校

○13時～15時 春日市役所

建て替え

5分の4以上の多数決でマンションが老朽化して建て替えなければならなくなつたときは、集会の5分の4以上の多数決議で建て替えができることになりました。建て替えに参加しない人がいる場合は、その所有権を時価で買い取って建て替えることができます。

しかし、こうした法律についての知識とともに、快適なマンション生活に必要な第一条件は共同生活への配慮です。

教育11番はこちらです
お子さんのことで心配したり、困っておられる方は遠慮なくご相談下さい。

春日市児童センター

☎(573)2431

春日市児童センター
生徒・児童相談室

☎(481)0141

春日原小学校
「色彩魚拓展」柴本 保さん

「アートフラワー展」

鯉川康子さん

春日市原町2丁目30番地2

春日市原町2丁目30番地2

春日市原町2丁目30番地2

春日市原町2丁目30番地2

ふだんから他人に対する気配りを忘れずに、何事も皆で話し合つて決める円滑な人間関係を築く努力が大切です。

なお、建設省では、このたびの法改正に伴い、マンションの規約を作成する際のもデルである「中高層共同住宅標準管理規約」について若干の手直しを行いましたので、参考にして下さい。同規約が必要な方は高層住宅管理業協会へお問い合わせください。

〒100 東京都港区新橋2-20-1
新橋三信館8F ☎(572)6391

春日市児童センター

☎(573)2431

春日市児童センター

☎(573)2431

春日市児童センター
生徒・児童相談室

☎(481)0141

春日市原町2丁目30番地2

春日市原町2丁目30番地2

春日市原町2丁目30番地2

春日市原町2丁目30番地2

春日市原町2丁目30番地2

春日市原町2丁目30番地2

春日市原町2丁目30番地2

食生活改善教室 開催

成人病や肥満などを予防するため、台所を預かる婦人に正しい栄養知識を身につけてもらうための教室です。

▼と き 5月160年3月まで毎月1回

▼ところ 健康管理センター (中央公民館内)

▼参加料 1千円 (実習費)

▼定員 30名程度

▼申し込み はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を

明記の上、4月14日(必着)までに市役所衛生課に申し込み下さい。

予防接種

三種混合集団接種

三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)の2歳以上を対象にした集団接種を次のとおり行います。

なお、2歳未満は医療機関での個別接種を受けて下さい。

【対象年齢】1期は2歳から4歳未満まで、2期は1期完了後1年から1年半の間
【接種回数】1月は3・8週

間隔で3回、2期は1回

【料金】無料

【必要なもの】母子健康手帳と印鑑

※二種混合の予防接種も同時に実施しています。

三種混合集団接種(2歳以上)

日程	会場
4月20日 (金)	健康管理センター (中央公民館内)

受付時間 午後2時~3時半

小児マヒ

小児マヒの予防接種を次の日程により実施しますので、忘れずに受けてください。

小児マヒは、ポリオウイルスの感染により脊髄の神経をおかされ、筋マヒ・筋萎縮を起すこわい病気です。

【対象】生後3ヵ月から4歳未満
【回数】春・秋1回づつ

2回【料金】無料【必要なもの】母子健康手帳、印鑑

◎受診上の注意▼当日は事前
に家で体温をはかっておく▼
病気になるかかっている人は事前
に医師の診察を受ける▼生ワ

ゴミ収集日が4月から一部地区で変わります

ゴミの収集日が4月1日から一部地区で、下表のとおり変わりますので、対象地区のみなさんはご注意下さい。

クチンを吐くことがあるので投与前後1時間程度は飲食をさせないこと
小児マヒ生ワクチン投与日程表

日程	会場
10日 (祝)	健康管理センター (中央公民館内)
11日 (祝)	春日原公民館
12日 (祝)	健康管理センター (中央公民館内)
13日 (祝)	健康管理センター (中央公民館内)
18日 (祝)	上白水公民館 日の出町公民館

受付時間 午後2時~3時半

【ゴミ収集日程表】

(4月1日から実施)

	もえるゴミ	もえないゴミ
月	昇町(1組を除く)東弥永、西弥永、須原南、須原北、若草、竹ヶ本、春日原南町、日の出町、徳府、春日公園	昇町(1組を除く)須原南、須原北、若草、徳府(春日公園を除く)春日原北町、春日原東町
火	若葉台、ちくし台、紅葉ヶ丘、白水池、春日、惣利、大和町、宝町、千歳町、春日原北町、春日原東町、1・2丁目	東弥永、西弥永、竹ヶ本、春日原南町
水	小倉、小倉南、岡本、光町、上白水、下白水、桜ヶ丘、松ヶ丘、塚原台、春日台、昇町1組、上白水1・2・3丁目、岡本官舎	ちくし台、紅葉ヶ丘、春日、惣利、白水池
木	昇町(1組を除く)東弥永、西弥永、須原南、須原北、若草、竹ヶ本、春日原南町、日の出町、徳府、春日公園	岡本、光町、大和町、宝町、千歳町、春日公園、日の出町
金	若葉台、ちくし台、紅葉ヶ丘、白水池、春日、惣利、大和町、宝町、千歳町、春日原北町、春日原東町、1・2丁目	上白水、下白水、秋葉、桜ヶ丘、上白水1・2・3ブロック
土	小倉、小倉南、岡本、光町、上白水、下白水、桜ヶ丘、松ヶ丘、塚原台、春日台、昇町1組、上白水1・2・3丁目、岡本官舎	小倉、小倉南、若葉台、松ヶ丘、塚原台、昇町1組

59年度消費生活

モニターを募集

市では、消費者行政に市民のみなさんの意見を反映させるため、昭和59年度の消費生活モニターを左記のとおり募集します。

3月の水道修理当番店
3月1日(祝)~31日(出) 真業商会(3) 6155
夜間(5) 0386
3月中の漏水修理等は右の業者か春日郡河川水道企業団(5) 7001に連絡下さい。

